この表において、N、r及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

N　地上部分の階数

r　次に定める式によって計算した数値

$$r=\min\left[\frac{1+0.125\,(N-1)}{1.5},\ 1.0\right]$$

Z　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十八条第一項に規定するZの数値

ハ　天井面構成部材と壁等との隙間が、六センチメートルに吊り長さが三メートルを超える部分の長さに二百分の一・五を乗じた値を加えた数値以上であることを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて、地震時に天井面構成部材が壁等と衝突しないよう天井面構成部材と壁等との隙間を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

ニ　イからハまでの構造計算を行うに当たり、風圧並びに地震以外の震動及び衝撃を適切に考慮すること。

二　平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一第二号の規定に基づく構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とすること。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百七十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第一項第四号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第七号中「屋根ふき材」の下に「、特定天井」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百七十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の五第七号の規定に基づき、損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第十一中「屋根ふき材」の下に「、特定天井」を加え、同第一号及び第二号を次のように改め、同第三号を削る。

一　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造計算の基準は、次のとおりとする。

イ　風圧力に対して、平成十二年建設省告示第千四百五十八号に規定する構造計算を行うこと。ただし、令第三十九条の規定に適合し、かつ、令第八十二条の五第三号の規定により求めた建築物の層間変位の各階の高さに対する割合が二百分の一以下であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

ロ　地震力に対して、次に定める方法により構造計算を行うこと。

(1)　屋根ふき材について、令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して、屋根ふき材が取り付く階に生ずる加速度によって当該屋根ふき材の面内及び面外に作用する力を求め、当該力により緊結部分に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

(2)　外装材及び屋外に面する帳壁（以下「外装材等」という。）について、令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して、外装材等が取り付く部分の上下の部分に生ずる加速度によって当該帳壁等の面内及び面外に作用する力を求め、当該力により緊結部分に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

(3)　外装材等について、令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して、外装材等が取り付く階に生ずる層間変位を求め、当該変位により緊結部分に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、当該部分の脱落防止その他有効な手法を用いて、地震に対する安全性が同等以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

ハ　イ及びロの構造計算を行うに当たり、地震以外の震動及び衝撃を適切に考慮すること。

二　特定天井の構造計算の基準は、次のとおりとする。ただし、平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ　天井面構成部材（天井面を構成する天井板、天井下地材及びこれに附属する金物をいう。以下同じ。）の各部分が、地震の震動により生ずる力を構造耐力上有効に当該天井面構成部材の他の部分に伝えることができる剛性及び強度を有することを確かめること。

ロ　令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して、天井が取り付く部分に生ずる水平方向の加速度（計算しようとする方向の柱の相互の間隔が十五メートルを超える場合にあっては、水平方向及び鉛直方向の加速度）によって天井面に作用する力を求め、当該力により天井に生ずる力が当該天井の許容耐力（繰り返し載荷試験その他の試験又は計算によって確認した損傷耐力（天井材の損傷又は接合部分の滑り若しくは外れが生ずる力に対する耐力をいう。）に三分の二以下の数値を乗じた値をいう。）を超えないことを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて天井面に作用する力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

ハ　天井面構成部材と壁、柱その他の建築物の部分又は建築物に取り付けるもの（構造耐力上主要な部分以外の部分であって、天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものを除く。以下「壁等」という。）との隙間（当該隙間の全部又は一部に相互に応力を伝えない部分を設ける場合にあっては、当該部分は隙間とみなす。以下同じ。）が、天井面に作用する力及び天井を設ける階に生ずる層間変位を考慮して次に定める式によって算定した値以上であることを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて、地震時に天井面構成部材が壁等と衝突しないよう天井面構成部材と壁等との隙間を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$d_{cl}=\frac{3}{2}\left(\frac{T_d}{2\pi}\right)^2 a_{cl}+\frac{3}{2}L_{cl}\cdot R$$

この式において、d_{cl}、T_{cl}、a_{cl}、L_{cl}及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。

d_{cl}　天井面構成部材と壁等との隙間（単位　センチメートル）

T_{cl}　天井の水平方向の固有周期（単位　秒）

a_{cl}　ロの水平方向の加速度により天井面に生ずる加速度（単位　センチメートル毎秒毎秒）

L_{cl}　衝突が生じないことを確かめる位置での吊り長さ（単位　センチメートル）

R　令第八十二条の五第三号の規定により求めた建築物の層間変位の各階の高さに対する割合

ニ　イからハまでの構造計算を行うに当たり、風圧並びに地震以外の震動及び衝撃を適切に考慮すること。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏